

# 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定訪問介護事業における訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者

(1) 法 人 名	社会福祉法人 翔馬会
(2) 法 人 所 在 地	茨城県常陸太田市徳田町143番地
(3) 電 話 番 号	0294(70)7151
(4) 代 表 者 名	理事長 大森英俊
(5) 設 立 年 月	平成15年8月18日

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成16年12月1日指定  
茨城県 0871200283号

(2) 事 業 の 目 的 要介護状態にある高齢者に対し適正な訪問介護を提供する事を目的とする

(3) 事業所の名称 ヘルパーステーション えみの里  
平成16年12月1日指定  
茨城県 0871200283号

(4) 事業所の所在地 茨城県常陸太田市徳田町143番地

(5) 電 話 番 号 0294(70)7151

(6) 事業所長(管理者)氏名 古張 郁子

(7) 開 設 年 月 平成16年12月1日

(8) 当事業所の運営方針

- ① 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する力に応じた自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排せつ、食事の介護及びその他の生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

#### (9) 事業者が行っているほかの業務

当事業者は、次の事業もあわせて実施しています。

- 「特別養護老人ホーム」
- 「デイサービス」
- 「居宅介護支援事業」
- 「ショートステイ」
- 「介護予防事業（ショートステイ）」
- 「常陸太田市介護予防・日常生活支援総合事業」
- 「大子町介護予防・日常生活支援総合事業」訪問型のみ
- 「日立市介護予防・日常生活支援総合事業」訪問型のみ

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 常陸太田市、大子町、矢祭町

(2) 営業の及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（1月1日、2日は休業日）
受付時間	8:30～17:30

尚、ご相談に応じます。

### 4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	人数	勤務体制
管理者	1以上	常勤
サービス提供責任者	1以上	常勤
訪問介護員	2以上	常勤・非常勤

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

## (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、サービス利用料金のうち通常、一定の所得に応じて9割から8割が介護保険から給付されます。(特別な場合は7割給付)

＜サービスの概要と利用料金＞

### ○身体介護

- ①入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
- ②自立生活支援・重度化防止のため、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り的援助を行います。

### ○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）を踏まえた訪問介護計画に定められます。

#### ①身体介護

- 入浴介助…… 入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などを行います。
- 排せつ介助…… 排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…… 食事の介助を行います。
- 体位変換…… 体位の変換を行います。
- 自立生活支援・一緒に手助けや声掛け及び見守りをしながら掃除・洗濯・衣類の整理・ゴミ出し等を行い事故のないよう自立した生活が継続できるよう支援します。

#### ②生活援助

- 調理…… 利用者の食事の用意を行います。  
(ご家族分の調理は行うことが出来ません。)
- 洗濯…… 利用者の衣類等の洗濯を行います。  
(ご家族分の洗濯は行うことが出来ません。)
- 掃除…… 利用者の居室の掃除を行います。  
(利用者のご使用以外の居室は行うことが出来ません。)
- 買い物…… 利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。(預金・貯金の引出しや預け入れは行いません。)

#### ③その他

○身体介護と生活援助を組み合わせた場合のサービスです。

<サービス料金表> (契約書第8条参考)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。（一回利用時の基本単位及び基本額）

区分	提供時間	基本単位	基本額 事業所加算II (10%)含む	自己負担額	
				1割	2割
身体介護1	20分以上30分未満	244	268	268円	536円
身体介護1 生活援助1	身体介護1に引き続き、 生活20分以上45分未満	309	340	340円	680円
身体介護1 生活援助2	身体介護1に引き続き、 生活45分以上70分未満	374	411	411円	822円
身体介護2	30分以上60分未満	387	426	426円	852円
身体介護2 生活援助1	身体介護2に引き続き、 生活20分以上45分未満	452	497	497円	994円
身体介護3	60分以上90分未満	567	624	624円	1,248円
生活援助2	20分以上45分未満	179	197	197円	394円
生活援助3	45分以上(概ね60分まで)	220	242	242円	484円

☆原則は1割負担、ただし一定の所得者は2割または3割負担となります。  
(市町村から発行されている介護負担割合証に記載された負担額になります。)

☆加算について（国から認められている加算項目）

基本額…基本単位に特定事業所加算（II）10%が加算されます。（一回毎）

- ① 特別地域加算  
基本額×利用回数の合計額に15%が加算されます。
- ② 介護職員等処遇改善加算（I）  
基本額×利用回数の合計額と特別地域加算の合計額に24.5%が加算されます。
- ③ 初回加算（200円／月）初回月のみ  
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回又は初回に属する月にサービス提供責任者がサービスを提供した場合や他の訪問介護員等がサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は初回加算をいただきます。また、二ヶ月間サービスの利用がなくその後利用を再開された場合は、初回加算をいただきます。
- ④ 緊急時訪問介護加算（100円／回）  
利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合は、

緊急時訪問介護加算をいただきます。

- ⑤ 生活機能向上連携加算（100円/月）理学療法士等とサービス提供責任者が共同で生活機能アセスメントを行ない、訪問介護サービスを行った場合。
- ⑥ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者やご家族の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

〔例〕 2人の訪問介護員でサービスを行う場合

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為やセクハラ行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆サービス提供時間…「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施する為に国で定められた標準的な所要時間です。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）： 25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）： 25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）： 50%

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- ① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス（自費）

身体介護	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
利用料金	2,440円	3,870円	5,670円
生活援助	—	20分以上 45分未満	45分以上
利用料金	—	1,790円	2,200円

☆介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。（10割負担）

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、

サービス利用料金の割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

② その他のサービス

☆経渃状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（4）利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

毎月1日～月末で利用料を計算し、翌月15日までに前月分の請求をいたします。毎月20日（20日が土・日・祝祭日の時は郵便局の翌営業日）に口座引き落としにてお支払い頂くか、事業所窓口にてお支払ください。

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出ください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービスを行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

#### ① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当核訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出る事ができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ② 事業者からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

#### ① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施に当たって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する際に電話等を使用させて頂く場合があります。

### (4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

### (5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する

行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及び喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) 緊急時における対応について（契約書第12条3項参照）

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、利用者の緊急事態が生じた時、速やかに主治医、介護支援専門員、家族に連絡する等の措置を行います。病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

(7) 事故発生時の対応について

- ① サービス提供時に事故が発生した場合は、利用者のご家族、市町村及び利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況や事故に際してとった処置については、記録を作成し、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。
- ③ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

(8) 災害時の対応について

- ① 訪問介護員等は、サービス提供実施中及びサービス提供に向かう途中・帰路に災害が発生した場合は、利用者の安否確認・安全確保・避難誘導等の措置を講じ安否情報を家族及び職場等に連絡を行います。
- ② 事業者は災害の状況に応じて関係機関及び関係事業所と連携をとり、利用者の安否確認を行い、関係機関及び災害対策本部に連絡を行います。

## 7. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）	安 洋祐
	電話番号 0294（70）7151
○受付時間	毎週月曜日～土曜日
	8:30～17:30

### （2）行政機関その他苦情受付機関

常陸太田市役所 介護保険担当課	所在地：常陸太田市金井町3690 電話番号：0294-72-3111 受付時間：8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地：水戸市笠原町978-26 電話番号：029-301-1565 受付時間：9:00～16:00（平日のみ）
大子町 福祉課高齢介護担当	所在地：大子町北田気662 電話番号：0295-72-1135 受付時間：8:30～17:15
矢祭町 町民福祉課健康づくりG	所在地：矢祭町中石井字御殿河原1 電話番号：0247-46-4581 受付時間：8:30～18:00

その他、担当の介護支援専門員に、ご相談下さい。

## 8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 有・無

## 9. 高齢者虐待防止措置（契約書第24条参照）

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待防止の推進に努めています。

## 10. 業務継続計画の策定

事業者は、災害発生時等における業務継続計画を基準型として登録しています。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 茨城県常陸太田市徳田町143番地

事業者名 社会福祉法人 翔馬会

ヘルパーステーション えみの里

サービス提供

責任者氏名 星 栄子

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供を受ける事に同意しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

本人との続柄

※この重要事項説明書は、厚生省第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、  
利用申込み者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。